

車両管理業務総合評価項目

R6日光砂防事務所車両管理業務

項番	評価内容	配点	評価点			採点指標	備考	
			同種の実績あり	類似の実績あり	なし			
1. 企業の業務実績	① (別記様式1) 業務対象都道府県内の同種・類似業務における受注実績 (平成31年度以降)	10	10	5	0	同種の実績があれば 10点 類似の実績があれば 5点 なしであれば 0点	業務対象都道府県が複数にわたる場合は、いずれかにおける実績のみで実績ありと認めることができる。	
	② (別記様式2) 平成31年度以降国及び地方公共団体（関東地方整備局管内にある都道府県（本業務においては茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）内にある）との災害協定締結の有無、災害協定に基づく活動実績の有無、契約に基づく災害時の対応協力等の実績の有無	20	2	0		最大加点数は 20点 1件につき 2点 なしであれば 0点	1. 左記国及び地方公共団体との災害協定が締結されている場合は、1協定を1件として評価する。 2. 上記協定に基づく活動実績があれば1災害を1件として評価する。 3. 協定に基づかない場合であっても、国及び地方公共団体の各発注者が発注した業務の運行区域（発注者の事業(管理)を実施している区域(箇所)の都道府県)外で、災害応急対策に対する技術的な支援等を行うための車両管理に係る活動実績があれば、1災害を1件として評価する。 なお、複数の国及び地方公共団体と車両管理業務を契約している者について、それぞれの契約において活動実績がある場合は、同じ災害関連であっても、それぞれ1件とカウントする。	
	③ 管内発注業務において生じた事故等に基づく過去3年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の指名停止措置（指名停止措置及び文書注意・口頭注意）（*管内発注業務とは、関東地方整備局（出先機関含む）発注業務とする。）	0	△10	△5	△3	0	なしであれば 0点 最大減点数は△40 ①指名停止：1件につき、△10点 ②文書注意：1件につき、△5点 ③口頭注意：1件につき、△3点	
	④ (別記様式3) 管内発注業務において生じた過去1年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の受注者の責による、看過出来ない事象発生（*管内発注業務とは、関東地方整備局（出先機関含む）発注業務とする。）	0	△3	0			なしであれば 0点 事象発生1件につき △3点	指名停止措置(指名停止措置及び文書注意・口頭注意)に該当する事象は対象としない。
	⑤ (別記様式4) 管内発注業務において生じた過去1年間（競争参加資格確認申請書の提出期限の前月末日を基準日とする）の違約金対象となる提案内容の不履行（*管内発注業務とは、関東地方整備局発注業務とする。）	0	△1		0		なしであれば 0点 事象発生1件につき △1点	上記③（指名停止措置及び文書注意・口頭注意）、④（看過できない事象発生）に該当する事象は対象としない。
2. 適正な連絡・履行体制の確保	① (別記様式5) 運行指示を確実に履行するための対応等 一項目：発注者から車両管理責任者（業務管理者）、車両管理責任者（業務管理者）から車両管理員への迅速な運行指示を確保するための手段等の具体的な工夫 二項目：発注者から指示された時間どおりに車両を目的地まで運行するための工夫 三項目：運行の無駄を省くため、車両管理員が行う運行車両の管理方法		あり		なし			
		10	10		0	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 10点 なしであれば 0点		
		10	10		0	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 10点 なしであれば 0点	*違約金対象とする。	
	10	10		0	提案内容に具体性・実現性が認められる工夫があれば 10点 なしであれば 0点			
② (別記様式6) 車両管理責任者（業務管理者）の専任性（手持ち業務量）	10	10	5	0	10台以下 10点 11台以上20台以下 5点 21台以上 0点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	令和6年度所定予定の担当業務における常に運行体制をとるべき台数で判断する。 *違約金対象とする。		
③ (別記様式7) 事故発生時に発注者への迅速な報告及び適切な処理をするため、それらを定めた規則等による具体的内容	5	5		0	規則等あり 5点 規則等なし 0点 具体的かつ有用な規則等があれば 5点 規則等がなければ 0点			

項番	評価内容	配点	評価点			採点指標	備考	
			あり	なし				
④	(別記様式8) 災害時、緊急時及び大規模災害時の対応等 一項目：災害時・緊急時における迅速な体制確保のための、参集時間の短縮、車両管理員の交代及び増員体制とその実現可能性を担保するための具体的な措置 二項目：大規模災害時に連絡が取れない場合であっても参集し、業務を継続する工夫 三項目：大規模災害等により、燃料の確保が困難な場合であっても、業務を継続する工夫	15	あり	なし		提案内容に具体性・実現性が認められる 工夫があれば 15点 なしであれば 0点		
			15	0				
			15	0				
⑤	(別記様式9) コンプライアンス（発注者が仕様書で求める秘密の保持及び法令遵守）について、車両管理員に対し具体的かつ確実に徹底する工夫	5	工夫あり 5	工夫なし 0		提案内容に工夫があれば 5点 なしであれば 0点	* 違約金対象とする。	
⑥	(別記様式9) 車両管理責任者（業務管理者）及び車両管理員等の健康状態を定期的に把握し、業務に反映させる規則等の制定、及び社員の兼業を禁止している規則の制定	10	両方あり 10	いずれか一方のみ 5	なし 0	健康管理に関する規則、兼業禁止規定の両方があれば 10点 いずれか一方のみであれば 5点 どちらもなしであれば 0点		
⑦	(別記様式10) 車両管理員への教育・研修等の年間計画回数（研修内容は以下の全ての内容を網羅していることで1回とする） ■発注者の業務に関する知識等を確保するための車両管理員への教育・研修 ■業務の円滑な遂行のための車両管理員へのマナー教育・研修 ■運行区域の道路状況・主要関係施設等の地理的知識を確保するための車両管理員への教育・研修 ■安全な運行のための知識・技能の教育・研修 ■事故発生時の関係各所への連絡体制及び現地での対応方法についての教育・研修 ■守秘義務に関する教育・研修	5	5回以上 5	4回 0		教育・研修等の年間計画回数が5回以上であれば 5点 4回 0点	評価する研修内容は、各地方整備局の仕様書の記載研修と一致させ、四半期毎に発注者に報告すること。 * 契約期間内の教育・研修のみを対象とする * 違約金対象とする。	
3. 運転業務の質の向上								
車両管理責任者の経験等								
①	(別記様式11) 業務対象都道府県内の同種業務における車両管理責任者（業務管理者）の業務経験（平成31年度以降）	5	同種の業務経験あり 5	なし 0		同種の業務経験であれば 5点 なしであれば 0点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	* 落札決定後の記載された車両管理責任者の変更については、同等以上の者への変更は認めるが、それ以外の変更をする場合には違約金対象とする。	
②	(別記様式12) 配置予定の車両管理責任者（業務管理者）の「安全運転管理者講習会」又は「運行管理者の一般講習」の過去3年間の受講実績（令和3年度以降）又は認定運行管理士資格保有者	10	実績あり 10	実績なし 0		実績があれば 10点 実績がなければ 0点 ・評価方法としては、記載された配置予定の車両管理責任者（業務管理者）ごとに評価をおこない、最も低い点数を採用する。	* 落札決定後の記載された車両管理責任者の変更については、同等以上の者への変更は認めるが、それ以外の変更をする場合には違約金対象とする。	
車両管理員の経験等								
③	(別記様式13) 配置予定の車両管理員に普通自動車、中型自動車、大型自動車の第2種免許保有者の占める割合（率）	35	50%以上 35	25%以上50%未満 20	25%未満(0%除く) 10	0% 0	・割合の考え方は「第2種免許を保有する者の数÷配置予定の車両管理員数」とする。 ・配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 ・採用予定者（証明書等で確認できない者）について、第2種免許を保有する者を採用予定であれば免許保有者として評価する。	* 落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の割合が評価時の割合を下回った場合には違約金対象とする。

項番	評価内容	配点	評価点					採点指標	備考
			10年以上	6年以上 10年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	2年未満		
④	(別記様式13) 配置予定の車両管理員における無事故・無違反の年数	40	10年以上	6年以上 10年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	2年未満	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 公告日から証明書等の提出期限内の「無事故無違反証明書」の日付を基準日とする。（区分は自動車安全運転センター発行するSDカードの区分に準ずる。） 採用予定者（証明書等で確認できない者）については、2年以上4年未満の者であれば5点、4年以上であれば20点を与える。 2年未満の者は0点とする。 	*落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の平均点が評価時の平均点を下回った場合には違約金対象とする
			40	30	20	5	0		
			10年以上	7年以上 10年未満	3年以上 7年未満	3年未満	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 採用予定者（証明書等で確認できない者）については、3年以上7年未満の者であれば5点、7年以上であれば10点を与える。 3年未満の者は0点とする。 		
			15	10	5	0			
⑤	(別記様式13) 配置予定の車両管理員における業務対象都道府県内の車両管理員としての勤務経過年数（人員輸送に限る）	15	10年以上	7年以上 10年未満	3年以上 7年未満	3年未満	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法としては、記載された配置予定の車両管理員ごとに評価をおこない、平均を算出する。 配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 採用予定者（証明書等で確認できない者）については、3年以上7年未満の者であれば5点、7年以上であれば10点を与える。 3年未満の者は0点とする。 	業務対象都道府県が複数にわたる場合は、いずれかにおける実績のみで実績ありと認めることができる。 評価対象として認める実績とは、顧客の移動のために、特定の車両を維持・管理・運行する業務に従事したものとす。 *落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の平均点が評価時の平均点を下回った場合には違約金対象とする	
			15	10	5	0			
⑥	(別記様式13) 配置予定の車両管理員に自動車整備士技能検定合格者の有無	10	50%以上	25%以上50%未満	25%未満 (0%除く)	0%	<ul style="list-style-type: none"> 割合の考え方は「合格者÷配置予定管理員数」とする。 配置予定の車両管理員（証明書の提出ができる者）数が、常に運行体制をとるべき台数に満たない時は、常に運行体制をとるべき台数で除した数を評価点とする。 採用予定者（証明書等で確認できない者）について、自動車整備士技能検定合格者を採用予定であれば検定合格者として評価する。 	*落札決定後の記載された車両管理員の変更については、変更後の割合が評価時の割合を下回った場合には違約金対象とする。	
			10	6	3	0			
⑦	(別記様式14) 受注者として車両管理員の運転技術向上の工夫	10	工夫が2つ以上あり	工夫が1つあり	工夫なし		提案内容に具体性・実現性が認められる、 工夫が2つ以上あれば 10点 1つあれば 5点 なしであれば 0点	*違約金対象とする。	
			10	5	0				
⑧	(別記様式15) 車両管理員が安全運転を行うための具体的な工夫（複数提案可）	5	工夫3つ以上あり	工夫が1～2つあり	工夫なし		提案内容に具体性・実現性が認められる工夫が 3つ以上あれば 5点 1、2つであれば 3点 なしであれば 0点	*違約金対象とする。	
			5	3	0				
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	① (別記様式16) 女性の活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	15	プラチナえるぼし	えるぼし 3段階目	えるぼし 2段階目	えるぼし 1段階目	行動計画	なし	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業）」について、「1段階目」、「2段階目」及び「3段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」の評価は、常時雇用する労働者の数が100人以下に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 複数の認定等に該当する場合は、最も高い区分により加点を行う。（例えば、「プラチナえるぼし」の認定を受け、かつ「ユースール」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「15点」を加点する。
			15	12	9	6	3	0	
			プラチナくるみん	くるみん (平成29年 4月1日以 降の基準)	トライくる みん	くるみん (平成29年 3月31日 までの基 準)	なし	なし	
②	(別記様式16) 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	15	15	9	9	6	0	<ul style="list-style-type: none"> 複数の認定等に該当する場合は、最も高い区分により加点を行う。（例えば、「プラチナえるぼし」の認定を受け、かつ「ユースール」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「15点」を加点する。 	
			15	9	9	6	0		
③	(別記様式16) ③若者雇用促進法に基づく認定（ユースール認定企業）		あり			なし	0		
5. 賃上げに関する指標	① (別記様式17) 賃上げの実施に対する認定	15	令和6年度（会計年度）の4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和6年において、対前年度または前年比で給与等受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	令和6年度（会計年度）の4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和6年において、対前年度または前年比で給与等受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業】	なし			<ul style="list-style-type: none"> *減点対象者が事業年度において加点対象となる場合、加点減点共に行うこととする。 *減点対象となる者は、財務省法規課より各府省庁の長を通じて、各契約担当官へ通知される。財務省法規課の通知発出日を起算日とし、1年間減点対象となる。入札に参加する者は、入札時に減点対象であるかを問わず、当該調達の入札公告日において減点対象であるかどうかを基準とする。 	
			15	15	0				
			0	△16			なし		
②	(別記様式17) 賃上げの表明により加点を受けた落札者が、表明書に記載した賃上げ基準に未到達。	0	△16			なし	入札公告日において、減点対象の者に対して行う。		

	項番	評価内容	配点	評価点						採点指標	備考
合計			300								

技術評価点＝評価点の合計

評価値＝（技術評価点）／（入札価格）×100,000

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 R 6 日光砂防事務所車両管理業務

予定価格(消費税抜き)	2,826,000
調査基準価格(消費税抜き)	1,695,000

1. 所属事務所 日光砂防事務所

1. 入札日時 令和 6年 3月 8日 11時00分

(単位:円)

業 者 名	技術評価点(A)	第1回 入札金額 (B)	評価値 (A)/(B)	第2回 入札金額 (C)	評価値 (A)/(C)	摘 要
	1. 企業の業務実績 2. 適正な連絡・履行体制の確保 3. 運転業務の質の向上 4. WLB等の推進 5. 賃上げに関する指標					
ムサシ興発株式会社	185.0000	2,000,000	9.250			4月1日 落札決定

※評価値の表示については評価値に「100,000」を乗じている。
 ※上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額である。